

医療機器の保守点検業務（政令8業務）で保守点検の対象となる医療機器  
 医療法施行規則別表第1 (オ)医療機器の保守点検業務 附属資料1)

一	手術台及び治療台のうち、放射線治療台	
二	麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収	1人工呼吸器
三	呼吸補助器のうち、次に掲げるもの	2酸素治療機器 3酸素供給装置
四	内臓機能代替器のうち、次に掲げるもの	1心臓ペースメーカー 2人工腎臓装置 3人工心臓装置 4血液浄化用装置 5補助循環装置 6人工肝臓 7腹水ろ過濃縮器 8自家輸血システム
五	保育器のうち、次に掲げるもの	1閉鎖式循環保育器 2開放式保育器 3温度制御式運搬用保育器
六	医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管のうち、次に掲げるもの	1診療用エックス線装置（主要構成ユニットを含む。） 2歯科用エックス線装置 3医用エックス線CT装置 4診断用エックス線画像処理装置 5治療用粒子加速装置 6放射線治療計画用エックス線装置 7放射線治療計画用CT 8エックス線線被曝低減装置 9エックス線自動露出制御器
七	医用エックス線装置用透視台	
八	放射性物質診療用器具のうち、次に掲げるもの	1診断用核医学装置 2放射線同位元素治療装置
九	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの	1超音波画像診断装置 2除細動器 3心マッサージ器 4機能的電気刺激装置 5脳・脊髄電気刺激装置 6光線治療器 7低周波治療器 8高周波治療器 9超音波治療器 10熱療法用装置 11針電極低周波治療器 12電位治療器 13骨電気刺激適合促進装置 14卵管疎通診断装置 15ヘリウム・ネオンレーザ治療器 16半導体レーザ治療器 17半導体レーザ治療器 18超音波手術器 19ハイパーサーミア装置 20結石破砕装置 21歯科用イオン導入装置 22歯科用両側性筋電気刺激装置
十	血液検査用器具のうち、オキシメータ	
十一	血圧検査又は脈波検査用器具の、脈波計	
十二	内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの	1磁気共鳴画像診断装置 2生体磁気計測装置 3心拍出量計 4多用途測定記録装置 5心臓カテーテル検査装置 6アンギオ検査装置 7血流計 8内圧計 9心音計 10心拍数計 11脈拍数計 12心電計 13脳波計 14生体現象データ処理装置 15誘発反応測定装置 16眼振計 17網膜電位計 18集中患者監視装置 19一人用患者監視装置 20医用テレメータ 21尿量モニター 22呼吸流量計 23呼吸抵抗計 24電子スハイロメータ 25基礎代謝測定装置 26呼吸ガス分析装置 27呼吸機能検査装置 28鼻腔通気度計 29健康検診システム
十三	知覚検査又は運動機能検査用器具のうち、次に掲げるもの	1筋電計 2電気刺激装置 3治療点検測定器 4歯科用電気診断用機器
十四	医療用鏡のうち、次に掲げるもの	1軟性ファイバースコープ 2電子内視鏡 3超音波内視鏡 4内視鏡用医用電気機器
十五	電気手術器	
十六	医療用焼灼器	
十七	整形用器具器械のうち、次に掲げるもの	1展伸・屈伸回転運動装置 2自動開欠牽引装置 3簡易型牽引装置 4他動運動訓練装置
十八	歯科用ユニット	
十九	歯科用エンジンのうち、次に掲げるもの	1歯科用空気回転駆動装置 2歯科用電気回転駆動装置
二十	歯科用ハンドピースのうち、次に掲げるもの	1高速エアータービンハンドピース 2ストレート又はギアードアングルハンドピース
二十一	歯科用切削器のうち、歯石・歯垢除去器	
二十二	歯科用蒸気器及び重合器のうち、次に掲げるもの	1紫外線照射器 2可視光線照射器
二十三	医薬品注入器のうち、次に掲げるもの	1輸液ポンプ 2自動点滴装置 3造影剤注入器